

東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度基本方針

第1 目的

この制度は、高度防災都市づくりを進め、東京の防災対応力を強化し、都民生活の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2 制度の仕組み

この制度は、停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源を確保することや、防災マニュアルを策定し運用することなどにより、災害時でも都民が自宅での生活継続をしやすい共同住宅（「東京とどまるマンション」と称する。）の情報について、住宅所有者からの申請により東京都住宅政策本部（以下「本部」という。）が登録・公開し、一般の閲覧に供するものである。

住宅情報は、本部閲覧所・ホームページで公開する。

また、本部は、区市町村、住宅所有者及び不動産関係団体等と連携し、この事業の推進と適切な運用を図る。

第3 東京とどまるマンションの登録基準

東京とどまるマンションに登録できる建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震性を有している共同住宅で、以下の登録基準の1つ以上を満たすものとする。

- 一 停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源を確保するなど対象建築物が一定の設備等を有していること。
- 二 防災マニュアルを策定し運用するなど居住者や管理組合が一定の活動をしていること。

第4 その他

住宅情報の詳細な登録基準その他この制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

この基本方針は、平成24年1月23日から施行する。

附 則（令和2年6月24日 2住住企第140号）

この基本方針は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和5年1月25日 4住住企第577号）

この基本方針は、令和5年1月27日から施行する。